

『週刊金曜日』7月15日号の「論考」に、私の投書が掲載されたので、転載したい。

**原発事故の責任は国になしとの最高裁判決は原発廃止を命じている**

福島で東京電力原発事故で避難した住民たちが国の責任を問い、損害賠償を求めた集団訴訟の上告審判決で、最高裁は6月17日、国の賠償責任はないとする判断を示した。

裁判の論点は、①事故の原因となった津波を予想できたか、②防潮堤を設置し、浸水対策を講じていれば、事故を防げたかの2点であった。判決は、国が東電に津波対策を命じていても、津波による大量浸水は避けられず、事故が起きなかったとは認められない。要するに、想定外の津波で、浸水による事故は防げず、国に責任はないと断じている。

福島原発事故関連死は2000人を超え、11年を過ぎた現在でも、3万人余りが避難し、帰宅できない状態である。生活を奪われ、故郷を失い、家族が離散し、被災者の苦難は計り知れない。原発は国の政策として進めてきたもので、これだけの被害を与えながら、「国の責任はない」とはどういうことか。被災者の苦しみを無視した残念な判決と言わざるを得ない。下級審において、国の責任を認めた判決もあったが、最高裁の判決が最終的な判断となる。

原発事故の損害賠償は、原発を運転する事業者の東電に課せられている。損害賠償訴訟では、おおむね原告が勝訴しているが、その賠償額は生活を立て直すにはほど遠い。国と東電の被災者に対する支援は誠意にかけ、不十分である。最高裁判決は、後続の30余りの国の責任を問う損害賠償裁判に大きな影響を与えるだろう。また、事故当時の東電幹部3人の刑事責任を問う裁判は、東京地裁で無罪判決が出されたが、高裁でも、刑事罰を科する判決を聞くことは難しくなったようだ。

日本では、大事件が起きた場合、責任を取るべき人が責任を負わないで、〈トカゲのシッポ切り〉のように、下の者に負わせるのが通例だが、今回も、誰も責任を負わずに済ませるのか。最近の裁判所は、国民の生活や人権を守るといふより、国、行政に忖度する判決を出すことが多いように思う。生活が困窮し、権利を奪われた弱者は裁判所が最後の拠り所なのに、背を向けられたら、立つ瀬がないではないか。憲法に基づく毅然とした司法の姿勢を期待したい。

最高裁は、想定外の津波が原発事故を起こしたという判決を出した。日本は火山列島で、いつ想定外の地震、津波が襲うかもしれない。また、事故が起きても、国には責任がないという。したがって、この判決は、「国は、想定外の災害、事故には無力であるから、原発を造り、稼働させてはならない」と命じた判決になる。この最高裁判決から、原発再稼働禁止、処分できない核廃棄物を作り出す原発を廃止する運動を展開しようではないか。

『週刊金曜日』は1993年、石牟礼道子、井上ひさし、久野収、筑紫哲也の諸氏らが編集委員になって、定期購読者で支えるリベラルな週刊誌として刊行された。私は、発刊時からの読者である。何周年かの記念集会では、入場できないくらいの熱気があったが、最近読者獲得に苦慮しているらしい。私は、隠退後、ホームページを書き始め、その中から、時折、投書した。数えてみたら、今回で30回掲載され、常連投稿者になった。私は人権尊重、平和希求の視点で貫いている。皮肉屋ではなく、ユーモアにも欠けるが、最近「金曜川柳」に2回、掲載された。「香具師（やし）の寅ラブロフほどのほら吹かず」、「安倍の類トランププーチンを友と呼ぶ」。投稿は、社会に向かった私の信仰告白である。